

低入札価格調査制度における低入札価格調査基準価格
および数値的判断基準の設定について

総合評価落札方式による建設工事で、低入札価格調査制度の基準価格を下回る金額により入札した場合、以下の基準が適用されます。

1. 入札書比較低入札価格調査基準価格および数値的判断基準（失格基準）の設定

入札書比較低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札者が提出した工事費内訳書の調査を実施し、数値的判断基準（失格基準）の1または2の基準を満たさない場合は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、落札者にはなりません。

入札書比較低入札価格調査基準価格

次の(1)から(4)の合計金額（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。
ただし、この金額が、予定価格（消費税抜き。以下同様。）の92%を超える場合には、予定価格の92%（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、予定価格の75%に満たない場合には、予定価格の75%（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- (4) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

※上記(1)から(4)に掲げる額が明確に区分されていないもの、または市長が特に認めたものについては、上記の設定方法にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

数値的判断基準（失格基準）

1	直接工事費、共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の各費用が計上されていること。
2	当該入札者が計上した直接工事費、共通仮設費、現場管理費および一般管理費の合計が、次の(1)から(4)の合計金額以上（千円未満の端数は切り捨てる。）であること。 ただし、この金額が、予定価格の87%を超える場合には、予定価格の87%（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、予定価格の75%に満たない場合には、予定価格の75%（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

	(1) 直接工事費に 10 分の 9.7 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） (2) 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） (3) 現場管理費に 10 分の 9 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） (4) 一般管理費に 10 分の 3 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
--	---

※上記(1)から(4)に掲げる額が明確に区分されていないもの、または市長が特に認めたものについては、上記の設定方法にかかわらず、予定価格に 10 分の 7.5 から 10 分の 8.7 までの範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

なお、工場製作のある工事で「機器費」の計上のある工事（「直接製作費」が工事費内訳書に計上されていない場合）については、低入札価格調査基準価格および数値的判断基準の算定における各費目の内訳を下記のとおりとします。

- ① 上記（１）の直接工事費は、市の設計の「直接工事費」と『「機器費」に 10 分の 6 を乗じた額(直接製作費)』の合計額とする。
- ② 上記（２）の共通仮設費は、市の設計の「共通仮設費」と『「機器費」に 10 分の 1 を乗じた額(間接労務費)』の合計額とする。
- ③ 上記（３）の現場管理費は、市の設計の「現場管理費」と『「機器費」に 10 分の 2 を乗じた額(工場管理費)』の合計額とする。
- ④ 上記（４）の一般管理費等は、市の設計の「一般管理費等」と『「機器費」に 10 分の 1 を乗じた額(機器費の一般管理費等)』の合計額とする。

2. その他の調査項目

入札書比較低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われ、かつ、前項の基準を満たした場合には、以下の項目について、当該入札者から書面の提出を求めて調査を行うとともに、必要に応じて事情聴取を行うものとします。調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、落札者とはなりません。

書面については、通知日の翌日から 7 日以内（ただし、市の休日を除く。）に提出してください。ただし、最終日の提出は午後 5 時までとします。提出のない場合は、当該入札について、落札者とはなりません。

- ① その価格により入札した理由および入札価格の内訳書
- ② 調査対象工事付近における手持工事の状況
- ③ 調査対象工事に関連する手持工事の状況
- ④ 資材購入先および購入先と入札者との関係

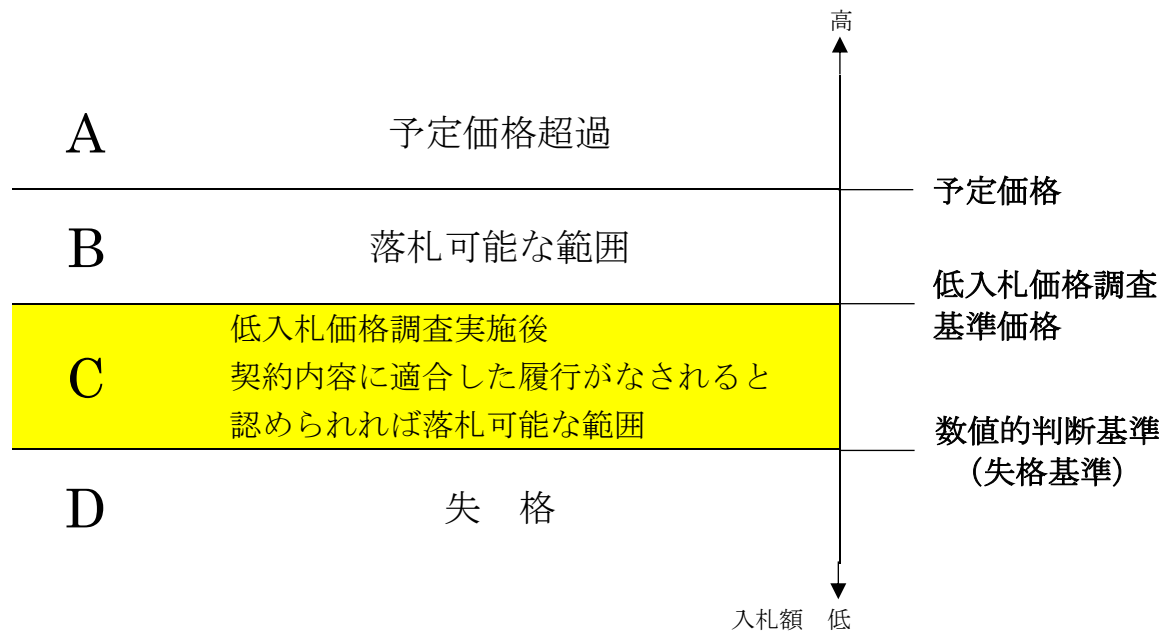
- ⑤ 過去に施工した公共工事名および発注者
- ⑥ 前号の公共工事の成績状況
- ⑦ 下請業者の概要
- ⑧ 技術者
- ⑨ 会社従業員
- ⑩ 経営内容
- ⑪ その他必要な事項

3. 工事費内訳書の作成に当たっての留意事項

入札者が提出した工事内訳書を適正に判断するため、工事費内訳書は、設計図書で示した積算体系および項目により作成してください。

工事費内訳書に記載する工事価格（直接工事費、共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の合計額）を算出した後の、千円以上の端数処理および値引きは認めません。

低入札価格調査制度イメージ



- ① 予定価格を超過したもの（A）は、落札者となれない。
- ② 総合評価により、最高評価値入札者が、予定価格と低入札価格調査基準価格の範囲内（B）で入札している場合は、落札者となる。
- ③ 総合評価により、最高評価値入札者が、低入札価格調査基準価格と数値的判断基準（失格基準）の範囲内（C）で入札している場合は、調査対象者として低入札価格調査を実施する。
この調査に基づき、契約内容に適合した履行がなされると判断された場合は、落札者とする。
一方で、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断された場合は、落札者とせず、総合評価による次の順位者について、同様に確認する。
- ④ 総合評価により、最高評価値入札者が、数値的判断基準（失格基準）を下回って（D）で入札している場合は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、失格とする。